



地方創生に向けた SDGsの取組

平成29年10月4日

内閣府地方創生推進事務局長

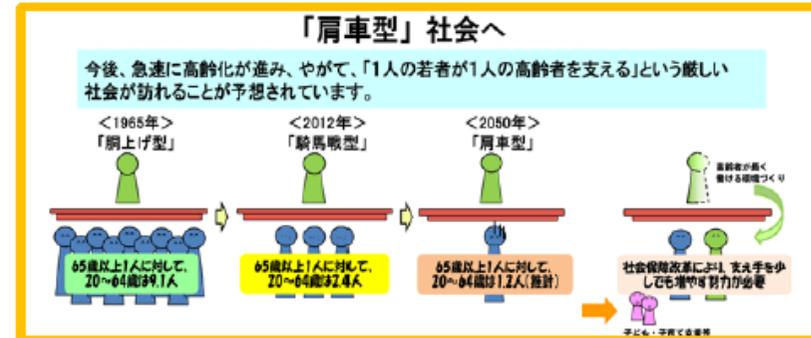
河村 正人

- I 地方創生の取組
- II 「環境未来都市」構想の取組、成果
- III 持続可能な開発目標(SDGs)について
- VI 地方創生に向けた自治体SDGsの推進について
- VII むすび

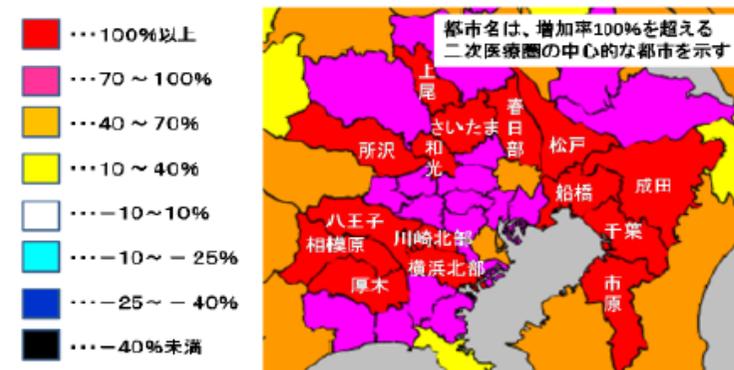
I 地方創生の取組

人口減少社会が経済社会に与える影響

- 社会保障などの持続可能性が困難に
 - ・ 働き手一人当たりの負担が増加し、勤労意欲にマイナスの影響
- 中山間地域等の活力低下
- 首都圏は、当面高齢者が急増
 - ・ 医療・介護の確保
 - ・ 若者雇用者の首都圏への吸収



2010→40年東京周辺の75歳以上人口増減率



2010年から40年にかけての75歳以上人口の伸びが特に激しい、東京周辺の様子を示す。千葉県西部、埼玉県東部・中央部、神奈川県北部は、2010年から40年にかけて、75歳以上人口が100%以上増加する。

◇このままでは、地方の多くが消滅し、いずれ日本全体が衰退するおそれ

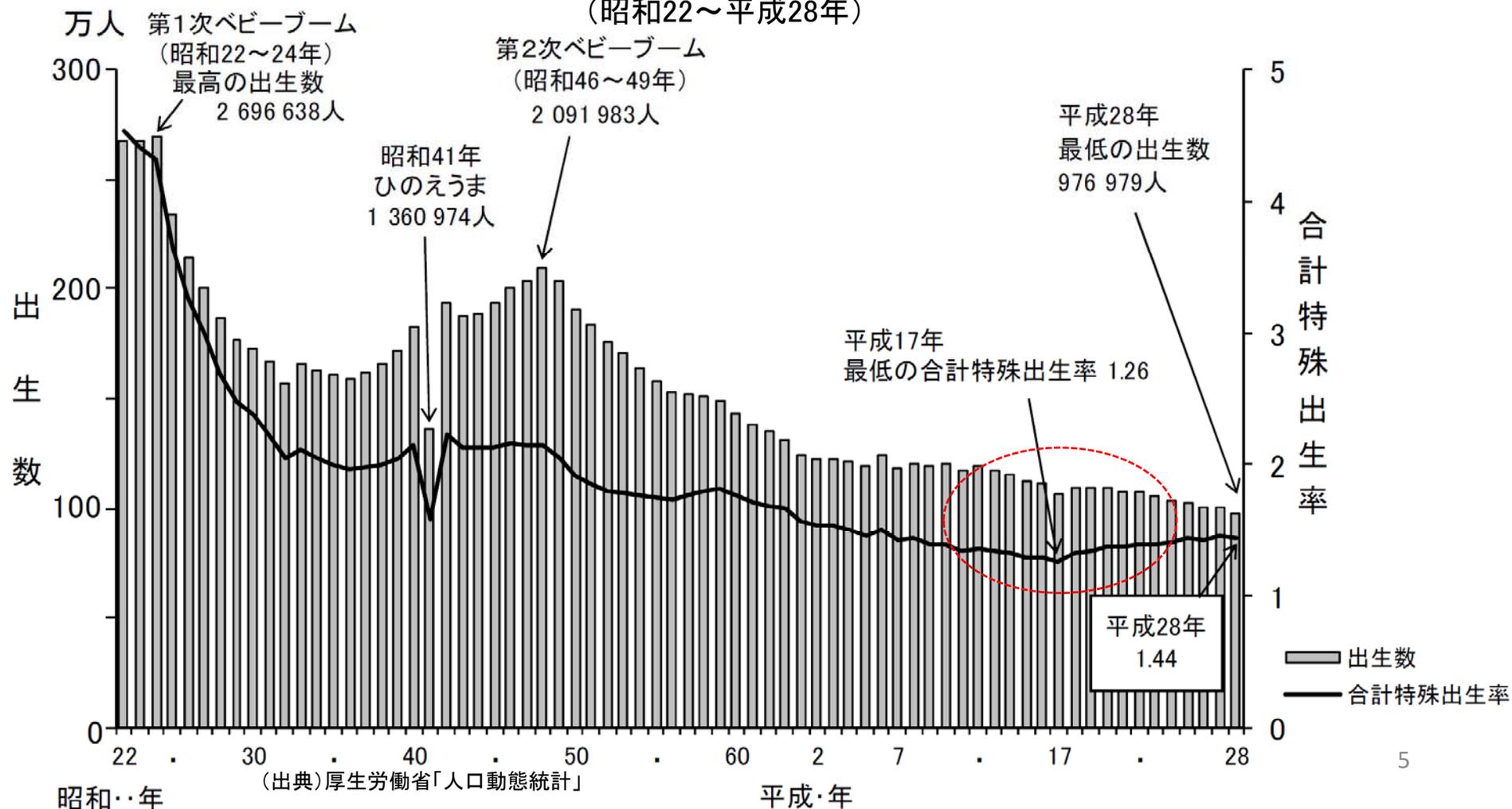


『人口減少』を克服し、地方の創生、日本の創生を目指す

●日本の出生数・出生率推移 日本の将来人口動向

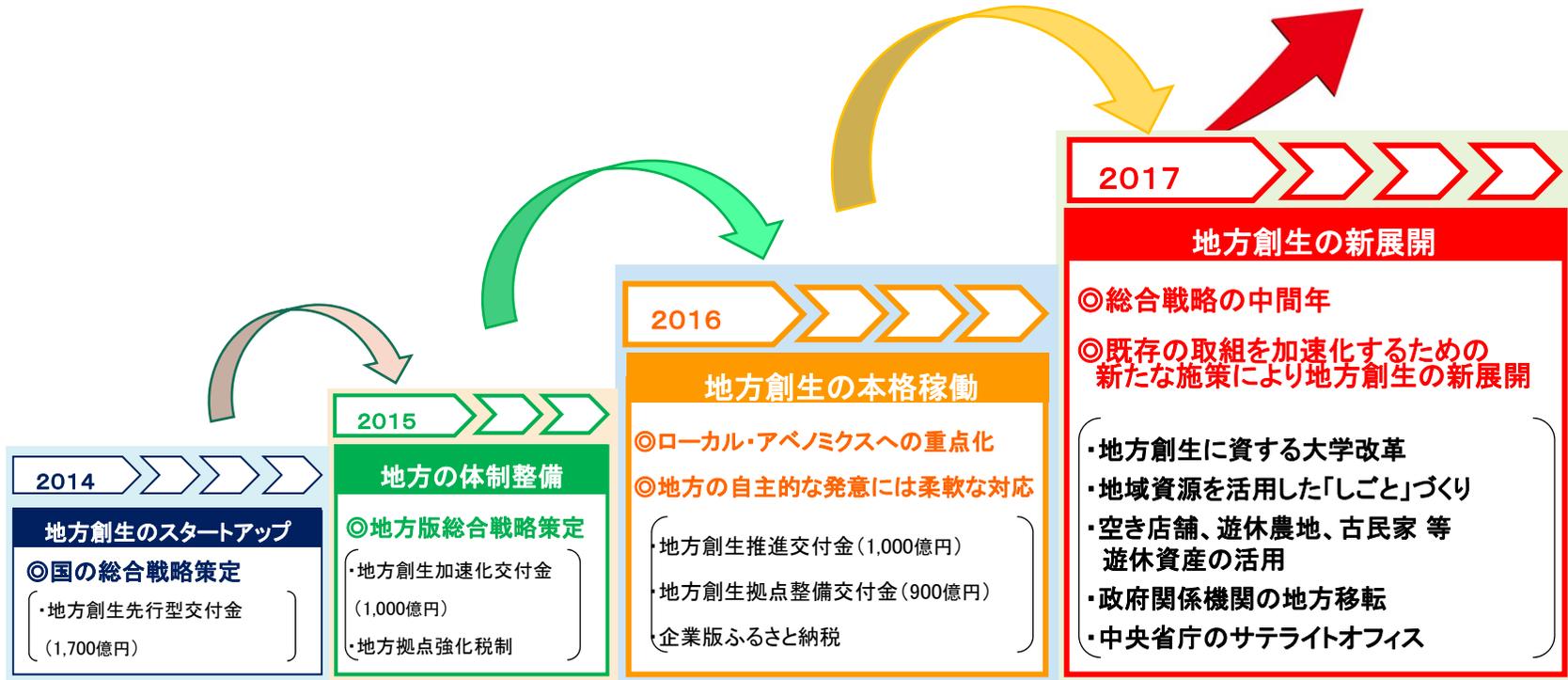
- 出生数・出生率は、1970年代半ばから長期的に減少傾向。
- 合計特殊出生率は、人口置換水準（人口規模が維持される水準）の2.07を下回る状態が、1975年以降、約40年間続いている。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移
(昭和22～平成28年)



地方創生の新展開に向けて

平成29年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中間年であり、既存の取組を加速化するための新たな施策により、地方創生の新展開を図る。



◎主な基本目標・KPI(2020年目標)

「しごと」をつくる

- 若者雇用創出数(地方)
5年間で30万人
9.8万人創出
- 農林水産業6次産業化
市場規模 **10兆円**
4.7兆円(2013年)
→5.1兆円(2014年)

「ひと」の流れを変える

- 地方・東京圏の転出入均衡
- 東京圏年間転入超過
10万人(2013年)
→12万人(2016年)

結婚・子育ての希望実現

- 合計特殊出生率
1.43(2013年)
→1.44(2016年)
- 第1子出産前後の女性
継続就業率 **55%**
38.0%(2010年)
→53.1%(2015年)

「まち」をつくる

- 「小さな拠点」の地域運営組織
形成数 **3,000団体**
1,656団体(2014年)
→3,071団体(2016年)
- 立地適正化計画を作成する市町村数
150都市
→100都市 (2016年度末)

まち・ひと・しごと創生基本方針2017 ー主なポイントー

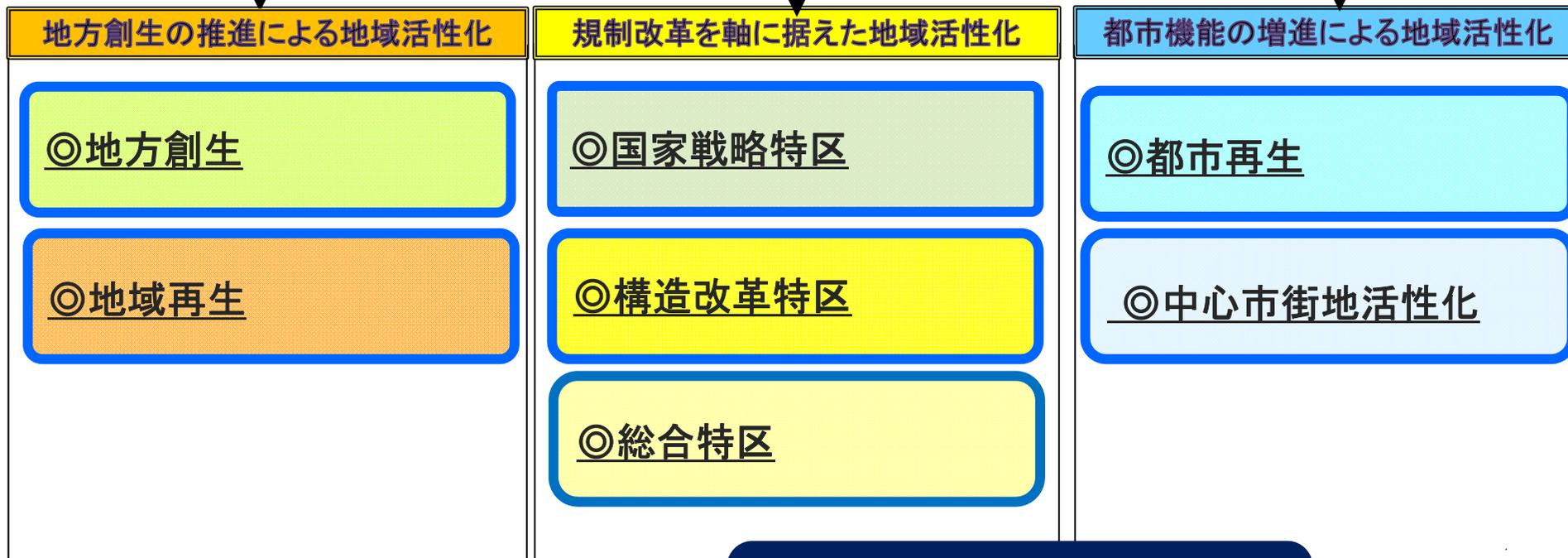
アベノミクスを浸透させるため、地方の「平均所得の向上」を目指す

ローカル・アベノミクス の一層の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域資源を活用した「しごと」づくり・空き店舗、遊休農地、古民家等の遊休資産の活用・地域の未来につながる地域経済牽引事業への投資の促進・近未来技術等の実装、新しい生活産業の実装の推進
東京一極集中の是正	<ul style="list-style-type: none">・地方創生に資する大学改革・地方創生インターンシップの推進・生涯活躍のまち(日本版CCRC)・地方への企業の本社移転の促進・政府関係機関の地方移転・中央省庁のサテライトオフィスの検討・地方生活の魅力の発信等(ライフスタイルの見つめ直し)
東京圏における医療・介護 問題・少子化問題への対応	<ul style="list-style-type: none">・高齢化に伴い増大する医療・介護ニーズへの対応・少子化対策における「地域アプローチ」の推進
地方創生の更なる深化に 向けた政策の推進 (政策パッケージ)	<ol style="list-style-type: none">1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする2. 地方への新しいひとの流れをつくる3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる4. 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、 地域と地域を連携する

「地方創生版・三本の矢」 「自助の精神」をもって意欲的に取り組む自治体を積極的に支援

情報支援の矢	人材支援の矢	財政支援の矢
<ul style="list-style-type: none">・地域経済分析システム (RESAS)	<ul style="list-style-type: none">・公務員等の市町村派遣・地方創生カレッジ	<ul style="list-style-type: none">・地方創生関係交付金・企業版ふるさと納税

国・地方一体となった地域活性化の取組



その他の 特定政策 課題への 対応	◎ <u>地域活性化プラットフォーム</u>	<h2>「環境未来都市」構想</h2> <p>◎<u>環境未来都市</u>（11都市、選定：H23.12）（閣議決定：H22.6） ◎<u>環境モデル都市</u>（23都市、最終選定：H26.3） （首相施政方針：H20.1、本部決定H25.3）</p> <p>【支援策】 ・取組評価、公表 ・有識者による現地支援</p>
	◎ <u>稼働中産業遺産等世界遺産登録</u>	

Ⅱ 「環境未来都市」構想の取組、成果

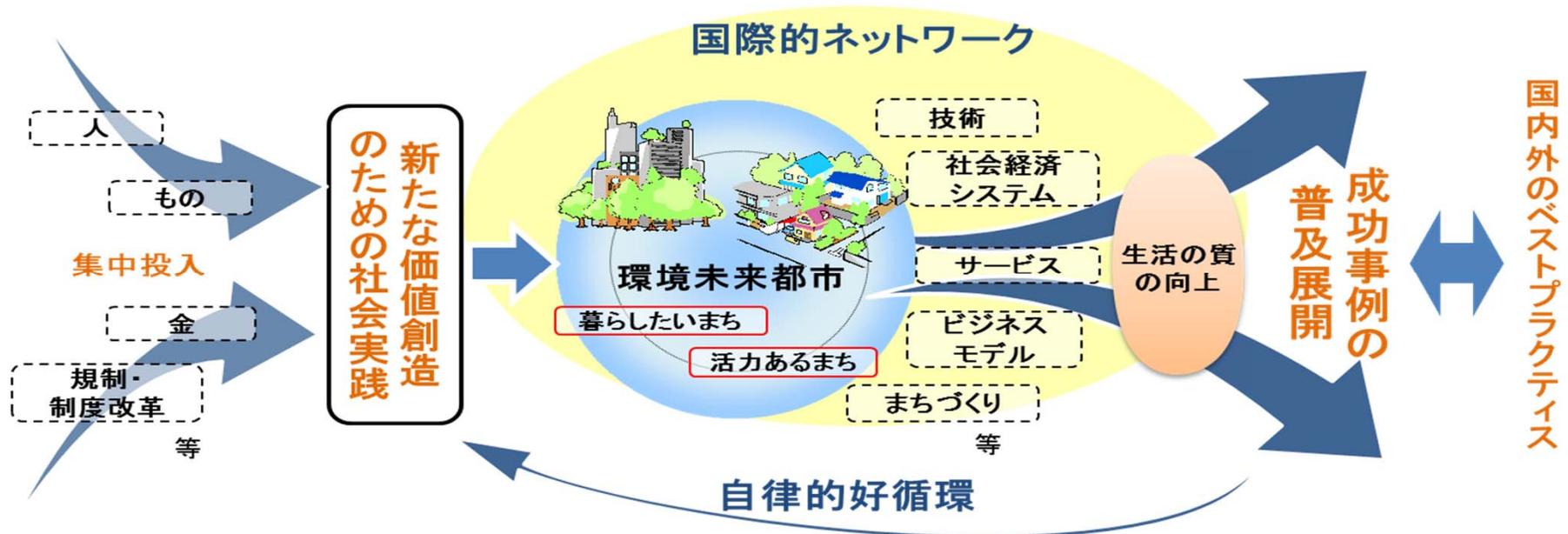
「環境未来都市」構想とは

「環境未来都市」構想イメージ

「環境未来都市」構想は、21世紀の世界共通の環境や高齢化の課題の解決に向けて、世界に比類ない成功事例を創出し、それらを国内外に普及展開することを通じて、需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化を図ることを目指している。

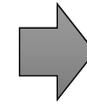
そのために、本構想では実践の場を作り出し、個別の都市・地域の多様性や独自性を重視して、地域の課題解決力の強化を促している。これにより、地球規模での環境問題や我が国が直面する人口減少・超高齢化という構造的な課題に対して、地域資源を活かして環境価値、社会的価値、経済的価値という3つの価値を創造しながら、自律的に発展していく多様な都市・地域モデルを創出するものである。

こうした都市・地域活性化の多様な成功事例の普及展開を通して、地方創生を推進し、日本の未来を拓く。



21世紀は都市の時代

2050年には人口の7割が都市に居住



持続可能な都市の実現
は、人類共通の課題

日本が世界に先んじて直面する課題

✓ **少子・高齢化**

人口減少 1.3億人(2004年)→0.95億人(2050年)

高齢化率 23%(2009年)→40%(2050年)

✓ **環境・エネルギー制約**

原発事故による深刻なエネルギー制約

地球温暖化対策

求められる取組

- ・都市を軸とした新たな社会経済システムの実現
⇒ 地域社会の活性化
- ・世界に先駆け人類共通の課題に取り組む
⇒ 世界に貢献

「環境未来都市」構想が目指す都市像

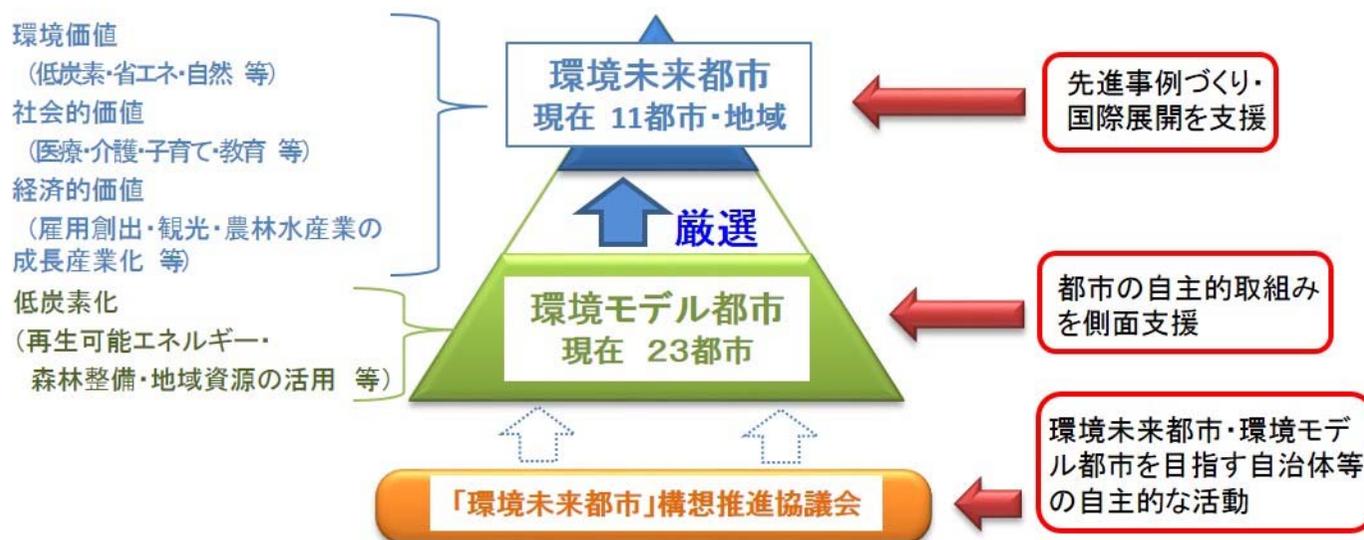
環境未来都市・環境モデル都市

【環境未来都市】

- 環境と超高齢化対応を必須のテーマとし、これに地域の独自のテーマを追加して取組を推進

【環境モデル都市】

- 「環境未来都市」構想の基盤を支える低炭素都市
- 地域資源を最大限に活用し、低炭素化と持続的発展を両立する多様な地域モデル



※協議会構成員でなくても、環境モデル都市への応募は可能

選定された環境未来都市・モデル都市

【環境モデル都市】

【平成20年度選定都市】

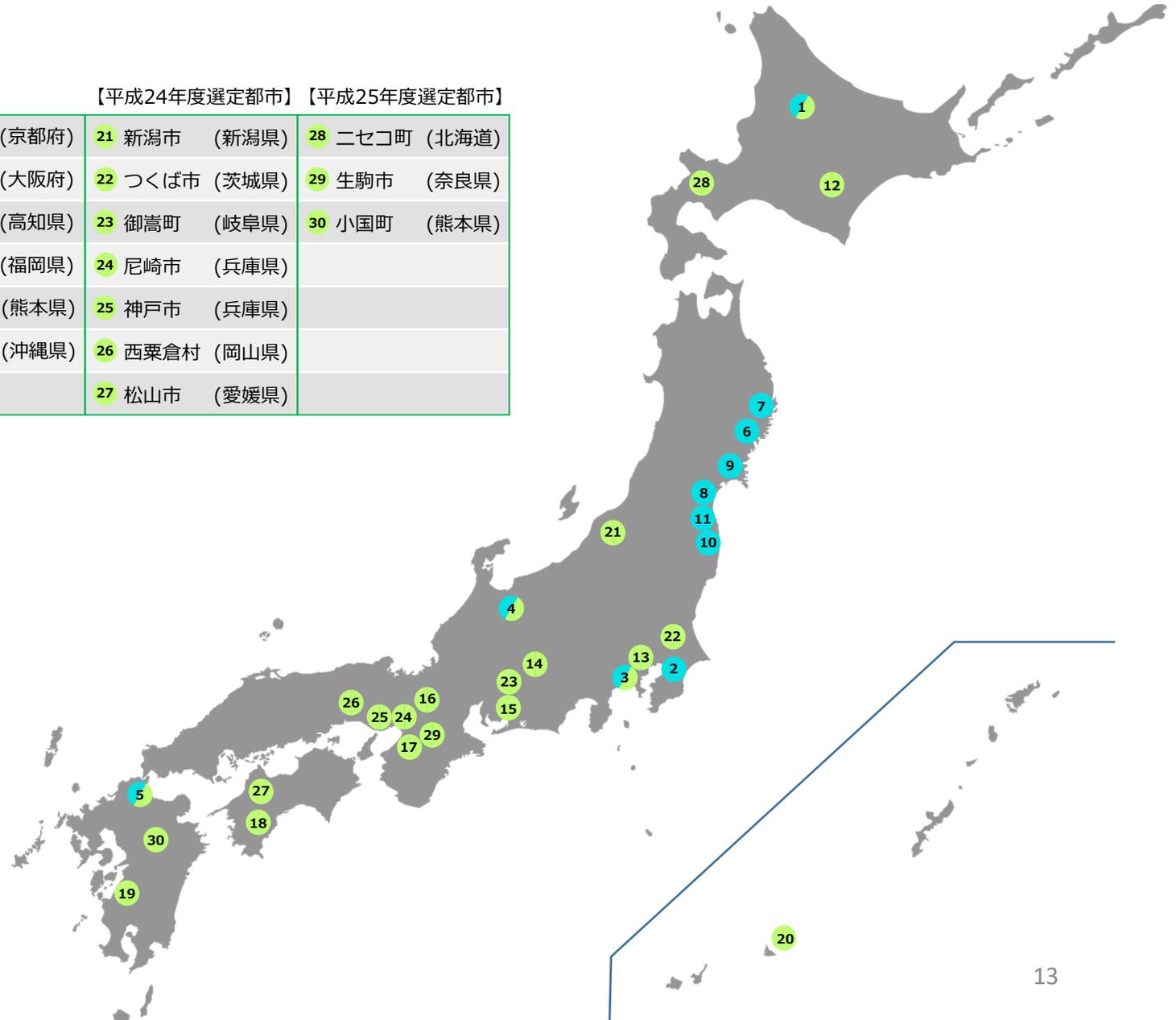
【平成24年度選定都市】

【平成25年度選定都市】

1 下川町 (北海道)	16 京都市 (京都府)	21 新潟市 (新潟県)	28 二セコ町 (北海道)
12 帯広市 (北海道)	17 堺市 (大阪府)	22 つくば市 (茨城県)	29 生駒市 (奈良県)
13 千代田区 (東京都)	18 梶原町 (高知県)	23 御嵩町 (岐阜県)	30 小国町 (熊本県)
3 横浜市 (神奈川県)	5 北九州市 (福岡県)	24 尼崎市 (兵庫県)	
14 飯田市 (長野県)	19 水俣市 (熊本県)	25 神戸市 (兵庫県)	
4 富山市 (富山県)	20 宮古島市 (沖縄県)	26 西粟倉村 (岡山県)	
15 豊田市 (愛知県)		27 松山市 (愛媛県)	

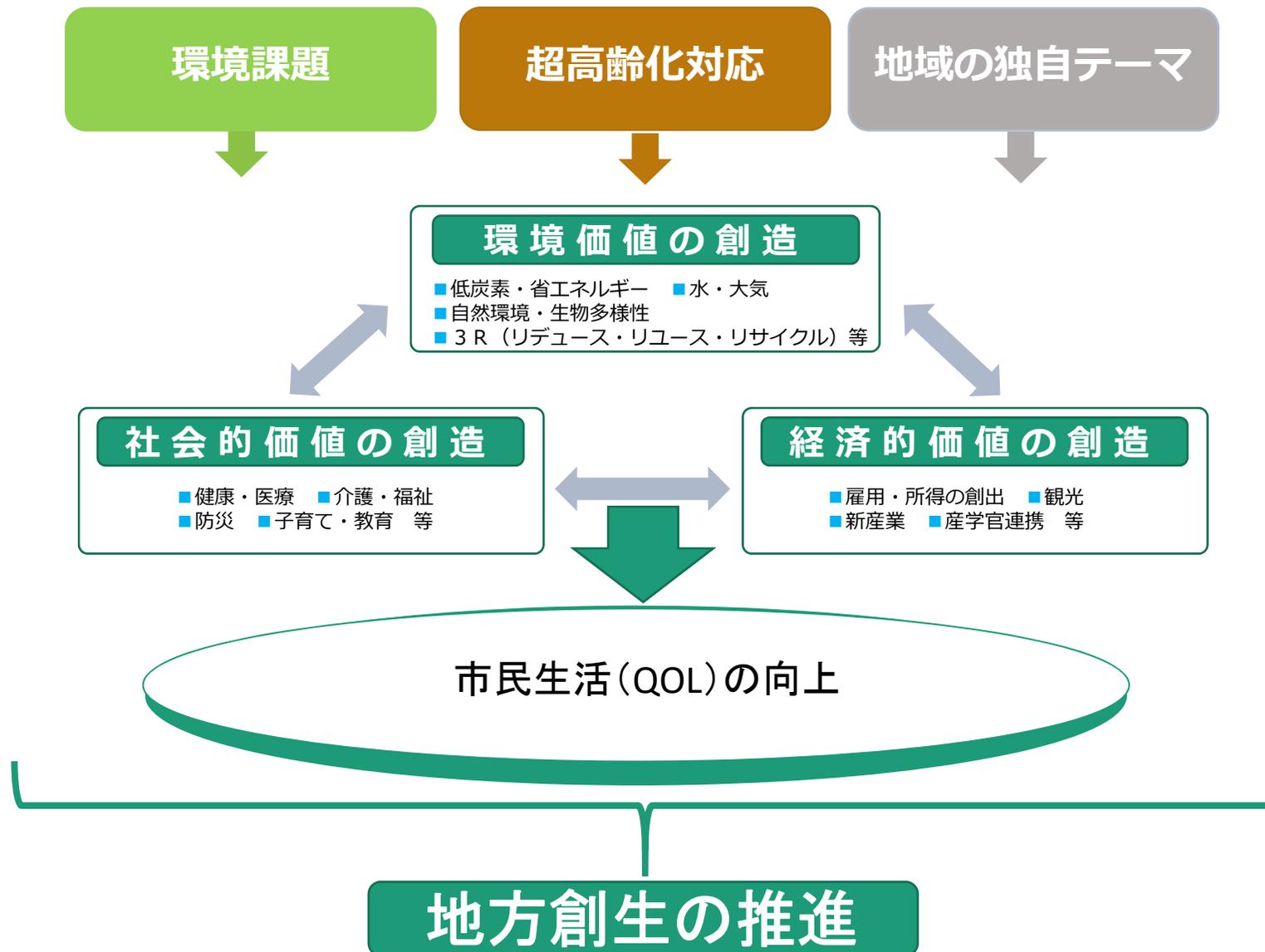
【環境未来都市】

1 下川町 (北海道)
2 柏市 (千葉県)
3 横浜市 (神奈川県)
4 富山市 (富山県)
5 北九州市 (福岡県)
6 気仙広域 (岩手県)
7 釜石市 (岩手県)
8 岩沼市 (宮城県)
9 東松島市 (宮城県)
10 南相馬市 (福島県)
11 新地町 (福島県)



「環境未来都市」構想の成果

○環境未来都市構想の成果



Ⅲ 持続可能な開発目標(SDGs)

持続可能な開発目標(SDGs)とは

前身:ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals: MDGs)

- 2001年に国連で策定。2000年に採択された「国連ミレニアム宣言」と、1990年代の主要な国際会議で採択された国際開発目標を統合したもの。
- **発展途上国向けの開発目標として、2015年を期限とする8つの目標を設定。**
(①貧困・飢餓、②初等教育、③女性、④乳幼児、⑤妊産婦、⑥疾病、⑦環境、⑧連帯)

- ✓ MDGsは一定の成果を達成。一方で、未達成の課題も残された。
 - 極度の貧困半減(目標①)やHIV・マラリア対策(同⑥)等を達成。
 - × 乳幼児や妊産婦の死亡率削減(同④、⑤)は未達成。サブサハラアフリカ等で達成に遅れ。
- ✓ また、15年間で国際的な環境も大きく変化し、新たな課題が浮上。
 - ・ 環境問題や気候変動の深刻化、国内や国際間の格差拡大、民間企業やNGOの役割の拡大など。

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)

- 2015年9月の国連サミットで全会一致で採択。(2030アジェンダの採択)
- **先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定。**(詳細:次頁。17の目標の下に、更に細分化された169のターゲットあり。)
- 「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し(=人間の安全保障の理念を反映)、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組む。
- 全ての関係者(先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者等)の役割を重視。¹⁶

持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細



ロゴ: 国連広報センター作成

日本自身の課題に関係が深い目標の例 ⇒ 実施には、多くの国内省庁が関係。

- 成長・雇用
- クリーンエネルギー
- イノベーション
- 循環型社会 (3R: Reduce Reuse Recycle 等)
- 温暖化対策
- 生物多様性の保全
- 女性の活躍
- 児童虐待の撲滅
- 国際協力 等

SDGsの17の目標

目標 1 (貧困)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2 (飢餓)	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3 (保健)	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標 4 (教育)	すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5 (ジェンダー)	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。
目標 6 (水・衛生)	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7 (エネルギー)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8 (経済成長と雇用)	包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク(適切な雇用)を促進する。
目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)	レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。
目標10 (不平等)	各国内および各国間の不平等を是正する。
目標11 (持続可能な都市)	包括的で安全かつレジリエントで持続可能な都市および人間居住を実現する。
目標12 (持続可能な生産と消費)	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13 (気候変動)	気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14 (海洋資源)	持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続的に利用する。
目標15 (陸上資源)	陸域生態系の保護・回復・持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・防止および生物多様性の損失の阻止を促進する。
目標16 (平和)	持続可能な開発のための平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、およびあらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る。
目標17 (実施手段)	持続可能な開発のための実施手段の強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

(1) SDGsの議論や交渉への積極的貢献

- 国際社会の議論が本格化する前から、対話の機会等を通じて積極的に貢献。
 - ✓ 政策対話の主催(2011年～2013年)、国連総会でのサイドイベント開催(2013年には安倍総理と岸田大臣出席)等。
- SDGsの交渉過程でも、人間の安全保障の理念の下で積極的に貢献。

我が国の重視する開発課題を盛り込んだ。(質の高いインフラ、保健、女性、教育、防災等)

(2019年9月、持続可能な開発に関する国連首脳級ハイレベル政治フォーラムを開催予定。)

(2) SDGs推進本部の設置と実施指針の策定

- SDGsが採択された国連サミットにおいて、安倍総理から、SDGsの実施に最大限取り組む旨を表明。
- 国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むため、SDGs推進本部を設置し、関係省庁が連携し、政府一体で取り組む体制を構築。(次回のSDGs推進本部会合は本年12月に開催予定。)
- 広範な関係者(行政、NGO・NPO、有識者、民間セクター、国際機関各種団体等)が集まり意見交換を行う「円卓会議」を設置。

【これまでの主なプロセス】

(2016年)

5月20日 総理を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置。第1回会合において「SDGs実施指針」の策定に向けた総理指示。

9月及び11月 円卓会議を開催。

12月22日 第2回SDGs推進本部会合を開催し、実施指針を決定。

(2017年)

5月25日 円卓会議を開催。ハイレベル政治フォーラム(HLPF)での発表やSDGsの地方展開について意見交換。

6月9日 第3回SDGs推進本部会合を開催。企業や団体等の先駆的な取組を表彰する「ジャパンSDGsアワード」の創設を決定。



持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針
(外務省HP参照)

持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の概要

● **ビジョン**:「持続可能で強靱、そして誰一人残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」

● **実施原則**: ①普遍性、②包摂性、③参画型、④統合性、⑤透明性と説明責任

● **フォローアップ**: 2019年までを目処に最初のフォローアップを実施。

【8つの優先課題と具体的施策】

①あらゆる人々の活躍の推進

■一億総活躍社会の実現 ■女性活躍の推進 ■子供の貧困対策 ■障害者の自立と社会参加支援 ■教育の充実

②健康・長寿の達成

■薬剤耐性対策 ■途上国の感染症対策や保健システム強化、公衆衛生危機への対応 ■アジアの高齢化への対応

③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション

■有望市場の創出 ■農山漁村の振興 ■生産性の向上 ■科学技術イノベーション ■持続可能な都市

④持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

■国土強靱化の推進・防災 ■水資源開発・水循環の取組 ■質の高いインフラ投資の推進

⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会

■省・再生可能エネルギーの導入・国際展開の推進 ■気候変動対策 ■循環型社会の構築

⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

■環境汚染への対応 ■生物多様性の保全 ■持続可能な森林・海洋・陸上資源

⑦平和と安全・安心社会の実現

■組織犯罪・人身取引・児童虐待等の対策推進 ■平和構築・復興支援 ■法の支配の促進

⑧SDGs実施推進の体制と手段

■マルチステークホルダーパートナーシップ ■国際協力におけるSDGsの主流化 ■途上国のSDGs実施体制支援 20

外務大臣の国連持続可能な開発のための ハイレベル政治フォーラム(HLPF)等への出席

1 自発的国家レビュー

(写真・資料は外務省提供)

- (1) 国連経済社会理事会の下で毎年開催される閣僚級の会議であるHLPF「自発的レビュー」セッションに出席(日本を含む43カ国が参加)。英語にてプレゼンテーションを行った(2019年には首脳級会合)。
- (2) その中で、「**誰一人取り残さない**」多様性と包摂性のある社会の実現に向けた日本の取組をアピール。また、日本の進める官民パートナーシップ(Public Private Action for Partnership: PPAP)を紹介するとともに、次世代に焦点を当てた施策を重視する姿勢を発信。特に、**子ども・若年層に焦点を当てて、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に2018年までに10億ドル規模の支援を実施する旨発表。**



2 サイドイベント

インド政府、タイ政府、マレーシア政府およびUNDPと共催するサイドイベントを開催。岸田大臣は、閣僚セッションに、ドーン・タイ外務大臣およびシュタイナーUNDP総裁と共に出席。サイドイベントに参加した日本企業(損保ジャパン日本興亜および日本フードエコロジーセンター)の取組に言及しつつ、国を跨いだ形でのパートナーシップとアジア地域における経験の共有の重要性について訴えた。

3 レセプション

日本政府主催のレセプションを開催し、ピコ太郎氏や日本企業、市民社会の参加も得て、持続可能な開発のための官民パートナーシップを更に拡大・強化する機会とした。

⇒国際的にも高い評価。日本の得意分野として今後も日本のリーダーシップが期待される。

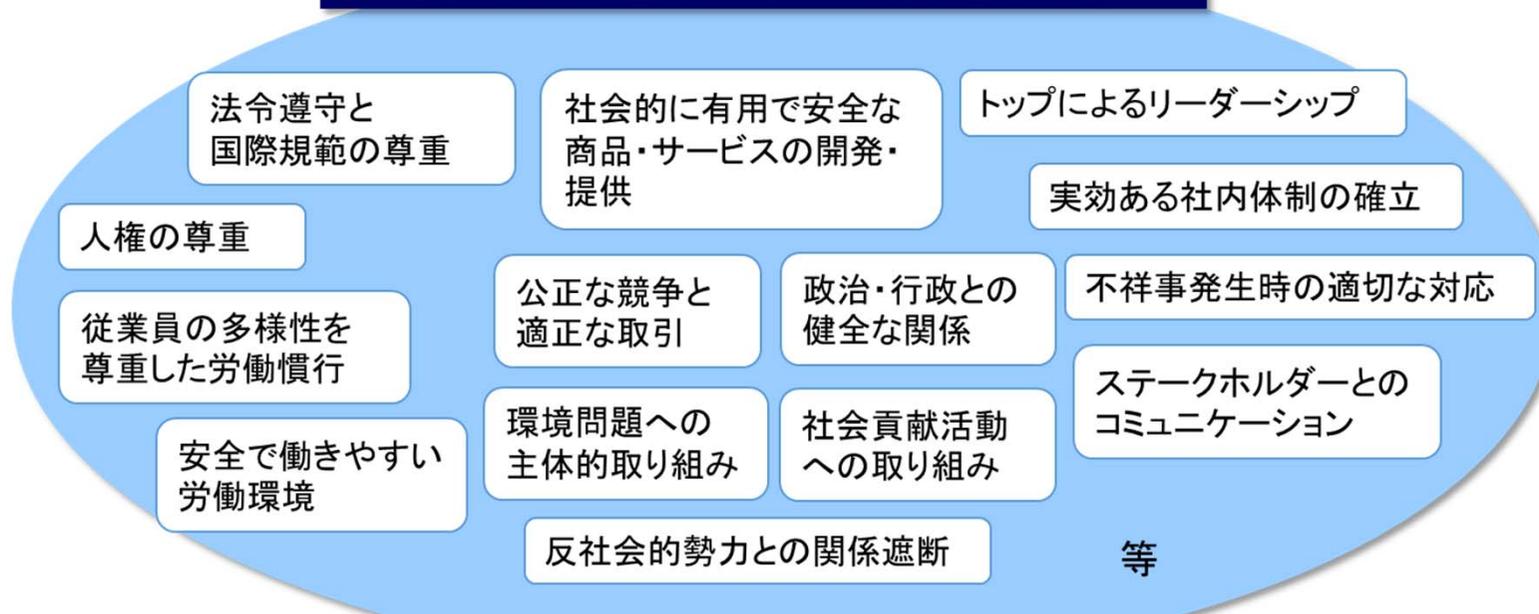


企業行動憲章 for **SDGs**

Keidanren
Policy & Action

- 企業が自主的に実践する企業倫理・CSRに関する原則
- 1991年 「企業行動憲章」制定
- 1996年 「実行の手引き」作成
- 2017年 SDGs等への対応に向けて改定予定(11月)

高い倫理観を持って社会的責任を果たす



経済社会の発展、持続可能な社会の創造への貢献

● 中学校学習指導要領解説(社会編)(平成29年6月発表)にSDGsを明記 (P151)

「誰一人取り残さない」との理念の下、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなどに関わる**17のゴール(目標)・169のターゲットからなる持続可能な開発目標(SDGs)**を設定し、持続可能な開発のための取組を各国の国家主権を前提に進めている国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になってきている現状を理解できるようにする。

● 第5次環境基本計画中間取りまとめ(平成29年8月発表)にSDGsの考え方の活用を明記(P12)

第2章「目指すべき持続可能な社会の姿、現下の状況を踏まえた環境政策の課題、今後の環境政策の展開の基本的な考え方」における記載。

SDGsの実現は、地域の課題解決にも直結するものであると考えられる。地域に着目し、**地方公共団体を始めとする地域の視点を取り入れ、SDGsの考え方を活用して地域における各種計画の改善に資するようなものにする必要がある。**

VI 地方創生に向けた自治体SDGs の推進について

2030アジェンダ及びSDGs実施指針における自治体の位置づけ

2030アジェンダ：2015年9月の国連サミットで全会一致で採択

⇒自治体はSDGs実施における不可欠な主体でありパートナー

- ◆政府と公共団体は、**地方政府**、地域組織、国際機関、学術組織、慈善団体、ボランティア団体、その他の団体と密接に実施に取り組む。
- ◆我々の旅路は、政府、国会、国連システム、国際機関、**地方政府**、先住民、市民社会、ビジネス・民間セクター、科学者・学会、そしてすべての人々を取り込んでいくものである。

SDGs実施指針：第2回SDGs推進本部会合で決定（2016年12月22日）

（「5 実施に向けた体制」より抜粋）

- ◆SDGsを全国的に実施するためには、広く**全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダー**による積極的な取組を推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に、**各種計画や戦略、方針の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励**しつつ、関係府省庁の施策等も通じ、関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取組を促進する。

SDGs推進本部会合(第3回):地方自治体との連携に関する議論

【総理発言(抜粋)】

「持続可能な開発目標、すなわちSDGsは、先進国、途上国全てが責任を持つ重要な取組です。日本は人間の安全保障の考え方に立ち、誰一人置き去りにすることなく、一人一人が持てる能力を発揮できる社会の実現に向けて、リーダーシップを発揮してまいります。

7月の国連での報告や9月の国連総会も見据え、私から、次の3点につき改めて指示します。

～中略～

第二に、地方でのSDGsの推進です。これは正に地方創生の実現にも資するものです。関係閣僚が連携して、SDGs達成に向けた地方の取組を促進する施策を検討、実施していくようお願いします。



平成29年6月9日開催(於総理官邸)

【山本内閣府地方創生担当大臣発言】

SDGsを全国的に実施するためには、**広く全国の地方自治体による地域のステークホルダーと連携した積極的な取組の推進が必要不可欠であります。**

このため、「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方自治体におけるSDGs達成のための施策を策定し、これを積極的に推進することにより、地方創生のさらなる実現につなげてまいります。

「まち・ひと・しごと基本方針2017」 閣議決定(平成29年6月9日)

概要

わが国におけるSDGsの国内実施を促進するためには、民間事業者等による取組だけでなく、地方公共団体及びその地域で活躍するステークホルダーによるSDGs達成のための積極的な取組が必要不可欠である。加えてわが国では、今後のSDGsの実施段階においても、世界のロールモデルとなることを目指し、国内実施、国際協力の両面において、持続可能な開発のために取組むこととしており、環境未来都市及び環境モデル都市の先進的な取組実績等を活用して、これに貢献していく必要がある。このため、今後「環境未来都市」構想のさらなる発展に向けて、地方公共団体におけるSDGs達成に向けた取組を促進するための施策を検討し、方向性を取りまとめる。

具体的取組

◎地方公共団体に対する普及促進活動の展開

- ・国内外の都市の成功事例・知見の共有やネットワークの形成支援を目的に、引き続き、SDGsをテーマとした「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催し、自律的で持続的な都市の実現を図る。
- ・SDGsに関する機運醸成を図るため、地方公共団体が主催するSDGs理解促進、普及啓発のためのフォーラム事業等に対して支援を行う。

◎地方公共団体によるSDGs達成のためのモデル事例の形成

- ・地方公共団体によるSDGs達成に向けた取組を促進するため、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得る。その際、他の模範となるような成功事例を形成することを目的に、有識者による継続的なフォローアップ支援も同時に検討し、成案を得る。

概要

SDGsを全国的に実施するためには、地域における積極的な取組が不可欠であり、また地方自治体へ大きな期待が持たれています。このような中で、「環境未来都市」構想推進の取組手法及びその実績は、自治体がSDGsを推進する上で、大いに活用できるものとする。

よって、本検討会では、「環境未来都市」構想の実績を踏まえ、地方創生における自治体SDGs達成のための取組を推進するに当たっての基本的考え方を取りまとめつつ、具体的な施策を提言する。

委員 (敬称略・五十音順)

【座長】

村上 周三 一般財団法人建築環境・省エネルギー機構理事長

【委員】

秋山 弘子 東京大学高齢社会総合研究機構特任教授
浅見 泰司 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
蟹江 憲史 慶応義塾大学大学院政策・メディア研究科教授
小宮山 宏 株式会社三菱総合研究所理事長
城山 英明 東京大学大学院法学政治学研究科教授
関 幸子 株式会社ローカルファースト研究所代表取締役
竹本 和彦 国連大学サステナビリティ高等研究所所長
仲條 亮子 グーグル合同会社執行役員
藤田 壮 東京工業大学科学技術創成研究院特任教授・
国立環境研究所社会環境システム研究センター長

スケジュール

第1回	平成29年6月15日	検討会目的の確認、論点整理等
第2回	平成29年7月7日	基本コンセプト検討(制度、体制等)
第3回	平成29年7月27日	コンセプト中間とりまとめ(たたき台)
第4回	10月下旬	コンセプト中間とりまとめ(案)
第5回	11月下旬	コンセプト中間とりまとめ(案)



第一回検討会模様

第1、2回検討会における委員の意見取りまとめ(コンセプト中間取りまとめ(たたき台))の目次

I はじめに

II 「環境未来都市」構想について

1. 「環境未来都市」構想のこれまでの成果と今後の課題
2. その成果は、自治体SDGs推進にあたって、どのように活用できるか

III 地方創生における自治体SDGs推進の意義:自治体や市民、民間企業等からの視点

1. 自治体としてSDGs推進に取り組む意義、メリットとは何か
2. 市民や様々なステークホルダーから見て、自治体に期待する役割(自治体ならではの強み)は何か
3. 自治体がSDGs推進のために取り組むべき事項とは何か

IV 政府の役割

1. 政府として、地方自治体に期待する役割をどのように考えるべきか
2. 自治体SDGs推進のための、政府として取り組むべき事項(施策の基本的方向)とは何か

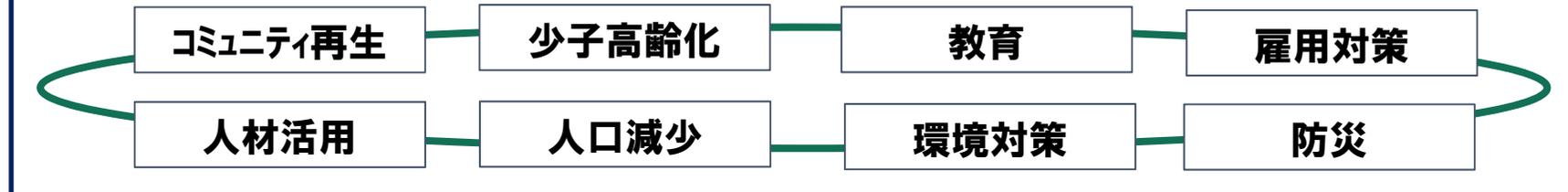
地方創生の目標

人口減少と地域経済縮小の克服 / まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立

人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域の活性化が実現

相乗効果: 政策推進の全体最適化・地域課題解決の加速化

「経済」、「社会」、「環境」の3側面を統合する施策推進



自治体SDGsの推進

◆地域課題の見える化

◆体制づくり

- ✓自治体内部の執行体制の整備
- ✓ステークホルダーとの更なる連携

◆自治体の各種計画の策定・改定

- ✓計画にSDGsの要素を反映し、進捗を管理するガバナンス手法を確立

◆課題に応じた地域間の広域連携

地方創生成功モデルの国内における水平展開・国外への情報発信

地方創生に向けた自治体SDGs推進事業（内閣府地方創生推進室）

30年度概算要求額 11.8億円【うち優先課題推進枠11.8億円】

（新規）

事業概要・目的

- 自治体における持続可能な開発目標（SDGs）の推進は、地方創生の実現に資するものであり、その達成に向けた取組を推進することが重要です。
- このため、先行してSDGsに取り組んでいる自治体の中で、他の自治体にとってモデルとなる先進的な取組に対して資金面での支援を行い、成功事例を創出します。
- また、そうした成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげます。
- 平成29年6月9日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」において、「地方公共団体によるSDGsの達成に向けた取組を促進するため、モデル的な取組を形成するための資金支援策を検討し、成案を得る」とされています。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

- 自治体における各種事業の中でも、SDGsにおける17のゴールいずれかの達成に資する先進的な取組、他の模範となる取組を支援します。
例えば、多数のステークホルダーが参画した以下の事業を支援します。
 - ①再生可能エネルギーと次世代自動車を組み合わせた都市のエネルギーマネージメントシステムの構築
 - ②食品ロスを抑えるための先進的かつ総合的な取組
 - ③自治体が主導する環境関連の途上国への技術協力事業等
- また、自治体SDGsに関する先駆的な取組を、国際会議の開催やウェブサイトの運営等を通じて普及展開を図り、広く国内に浸透させるとともに、海外の都市等との知的ネットワークを構築します。

期待される効果

自治体によるSDGs推進のためのモデル的な先進事例の創出と普及展開活動を通じて、SDGsを自治体業務に広く浸透させて、地方創生の深化につなげます。



環境未来都市推進事業（内閣府地方創生推進室）

30年度概算要求額 0.7億円

（29年度予算額 0.6億円）

事業概要・目的

- 「環境未来都市」構想は、限られた数の特定の都市・地域を環境未来都市として選定し、そこで環境や超高齢化等の点で優れた成功事例を創出するとともに、それらの国内外への普及展開を図るものです。
- 日本再興戦略（平成25年6月14日付閣議決定）にも、「環境未来都市などの施策については、今後とも継続して着実に進めていく」と記載されました。
- 本事業は、「環境未来都市」構想の推進に向けて、選定した環境モデル都市・環境未来都市の取組実現に向けた支援を行うとともに、それらの取り組みを国内外に広く普及展開するための環境を整備することを目的とします。

事業イメージ・具体例

- それぞれの環境モデル都市・環境未来都市の取組の進捗を客観的に評価し、それらの早期実現に向け、有識者による助言・現地でのコンサル等による支援を行います。また、取組の参考とするべく、国内外の事例を調査分析し、各都市に情報として提供します。
- 環境モデル都市・環境未来都市における取組を国内外に普及展開させるため、国際会議の開催やウェブサイトの運営等を通じて、海外の都市等との知的ネットワークを構築します。



資金の流れ



期待される効果

- 世界における共通の課題である環境や超高齢化の解決に向けた、世界に比類ない成功事例の創出と普及展開により、それぞれの環境モデル都市・環境未来都市において需要拡大、雇用創出、国際課題解決力の強化が期待されます。

V むすび

むすび

1. 地方創生は、少子高齢化の課題に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、それぞれの地域で住みやすい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目標としている。
2. 我々が取組んでいる「環境未来都市」構想は、環境・社会・経済の3側面における価値創造を通じて、多様な都市・地域モデルの創出を実現することで地方創生に寄与してきた。
3. 一昨年国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」は、経済・社会・環境の3側面における統合的取組を推進するものであり、「環境未来都市」の基本コンセプトと軌を一にするものである。
4. 「環境未来都市」構想をさらに発展させ、地方自治体におけるSDGs達成の為の施策を策定し、これを積極的に推進することにより、持続可能なまちづくりと地域の活性化を通じた地方創生を実現していく。

ご静聴ありがとうございました